

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令要綱

1 経過措置

- (1) 指定濫用防止医薬品の指定については、厚生労働大臣は、改正法の施行の日前においても、薬事審議会の意見を聴くことができる。(第一条関係)
- (2) 改正法の施行前に条件付承認を受けた動物用医薬品等の条件、調査等の措置については、なお従前の例による。(第二条関係)

2 施行期日

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、改正法の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。(附則関係)